

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 「こども家庭庁」の創設に向けて (25分)</p> <p>2022年6月15日、国においてこども家庭庁設置法・こども基本法が可決成立しました。このことにより、2023年4月1日に「こども家庭庁」の設置が決まりました。</p> <p>本市においては、子ども、子育て支援体制が充実していると認識しております。この度の「こども家庭庁」の創設によって何がどのように変革するのでしょうか。具体的な内容については、今後の「こども家庭庁」の設置を待つこととなりますが、現時点で、創設に向けての本市が取り組むべき事項等について質問します。</p> <p>(1) 「こども家庭庁」の設置の目的について (2) こども基本法について (3) 本市の現状について (4) 教育委員会における取組について (5) 本市において、今後取り組むべき事項について</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>
<p>2 多文化共生の取組について (20分)</p> <p>令和4年度第2回定例会において、人口推計と市の将来像について質問いたしました。</p> <p>その中で、外国人を含む市民の年齢構成、出生数、転出・転入等についての答弁があり、そのことにより本市の外国人の状況が明確となりました。年々増加傾向にある外国籍の市民の方々とともに現代社会を築き、より良い共生社会の実現を目指すためには、現状を理解する事が重要であることから以下質問します。</p> <p>(1) 日常生活における状況について (2) 乳幼児期・児童・生徒の状況について (3) 支援体制について</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>